広い研究を行うこと。
3　関係機関の専門知識を集約し、無線通信システムにより配信される報時信号の内容と構成に関し助言を行うこと。
4　参照時系を決定するための提案を１件以上含み、上記１、２及び３で言及した他の課題を扱う研究の成果を盛り込んだ報告を１件以上準備すること。
以下を決議し、
WRC-23 までは、ITU-R 勧告 TF.460-6 に記述された UTC が引き続き適用されること。また、それまでは無線通信規則では UTC は以前 GMT で表現されていた本初子午線（経度 0°）における太陽時の意味に等しいこと。
以下を無線通信局長に指示し、
1　国際海事機関（IMO）、国際民間航空機関（ICAO）、CGPM、CIPM、BIPM、国際地球回転・基準系事業（IERS）、国際測地学及び地球物理学連合（IUGG）、国際電波科学連合（URSI）、国際標準化機構（ISO）、世界気象機関（WMO）、国際天文学連合（IAU）などの関連国際機関に対し、ITU 無線通信部門要請決議事項に述べた作業に参加するよう要請すること。
2　本決議に関する研究進捗を WRC-23 に報告すること。
以下を電気通信開発局長に要請し、
開発途上国による会合への参加を、承認された予算の範囲内で支援すること。
以下を主管庁に要請し、
ITU-R に寄与文書を提出することにより、研究に参加すること。
以下を事務総局長に指示する。
この決議に対する IMO、ICAO、CGPM、CIPM、BIPM、IERS、IUGG、URSI、ISO、WMO 及び IAU の注意を喚起すること。

追　　決議第 656（WRC-15）　衛星搭載レーダー測深機のための地球探査衛星業務（能動）への 45MHz 付近の周波数帯における分配の可能性
世界無線通信会議（2015 年ジュネーブ）は、
以下を考慮し、
a)　40-50MHz の周波数領域は、固定、移動及び放送業務に一次的基礎で分配されていること。
b)　宇宙研究業務による 40.98-41.015MHz の周波数領域の使用は、二次的基礎によること。
c)　40-50MHz の周波数領域の周波数分配表の国別脚注では、世界の一部の地域で航空無線航行及び無線標定業務に一次分配されていること。
d)　衛星搭載レーダーは、特に、砂漠、極地の氷原などの人の住んでいない地域又は過疎地で、かつ、現地時間の夜間午前３時から午前６時の間しか運用しない予定であること。
e)　ITU-R 勧告 RS.2042-0 は、40-50MHz の周波数領域を使用する衛星搭載レーダー測深機のための、混信及び両立性の研究に用いるべき代表的な技術的及び運用上の特性を提供していること。
以下を認識し、
a)　衛星搭載能動無線周波数センサーは、地球その他の惑星の物理的性質に関し、特有の情報を提供できること。
b)　観測対象となる物理現象に依存して、衛星搭載能動遠隔センサーは、特別な周波数領域を必要とすること。
c)　水、氷又は埋蔵物を発見する目的で地表下の散乱レーダー図を作成するために、衛星搭載能動センサーを 40-50 MHz の周波数領域近辺で地表下測定のために使用することに関心があること。
d)　世界的規模での地下水の定期的な観測のためには、衛星搭載能動センサーを使用する必要があること。
e)　衛星搭載レーダー測深機の全ての要件を満たすには、40-50MHz の周波数領域は都合が良いこと。
以下を 2023 年世界無線通信会議に要請することを決議し、
衛星搭載レーダー測深機のための地球探査衛星（能動）業務への 45MHz の周波数領域周辺での新たな分配の可能性に対するスペクトルの必要性に関する研究結果を、既存業務の保護を考慮しつつ検討し、適切な措置を執ること。
以下を ITU-R に要請し、
1　40-50MHz の周波数領域におけるスペクトルの必要性並びに地球探査衛星（能動）業務と無線標定、固定、移動、放送及び宇宙研究業務との間の共用について研究を行うこと。
2　分配された帯域の現在の使用方法を考慮しつつ、WRC-23 の作業のための技術基盤として、適切な時期に提出すべく研究を完了すること。
以下を主管庁に要請し、
ITU 無線通信部門に寄与文書を提出することにより、研究に積極的に参加すること。
以下を事務総局長に指示する。
この決議に対する関係国際機関及び地域機関の注意を喚起すること。

追　　決議第 657（WRC-15）　宇宙気象センサーのスペクトルの必要性及び保護
世界無線通信会議（2015 年ジュネーブ）は、
以下を考慮し、
a)　宇宙気象観測は、主管庁の経済、安全及び安心にとって欠かせない業務に影響を及ぼす可能性のある太陽活動を探知するためにますます重要になっていること。
b)　これらの観測は、地上、航空機又は宇宙に設置されたプラットフォームからも行われていること。
c)　一部のセンサーは、太陽又は地球の大気からの低レベルの自然発射を受信することで運用しており、他の無線システムでは許容できるようなレベルであっても有害な混信を被る可能性があること。
d)　宇宙気象センサー技術は、国内若しくは国際スペクトル規則に対して、又は混信からの保護の必要性に対してあまり考慮されることなく技術開発がなされ、実用システムが導入されてきたこと。
以下を認識し、
a)　宇宙気象センサーアプリケーションに関しては、無線通信規則の中では、これまでいかなる形においても周波数帯域が文書化されていないこと。
b)　無線通信部門（ITU-R）には、宇宙気象センサーの技術的及び運用上の特性、周波数要件並びに適切な無線業務の指定を研究するための ITU-R 研究課題 256/7 があること。
c)　宇宙気象センサーアプリケーションに関する規制上の措置は、いかなる措置であっても対象周波数帯で運用している既存業務を考慮すべきこと。
以下を 2023 年世界無線通信会議に要請することを決議し、
ITU-R の研究結果を考慮し、及び既存業務に新たな制約を課すことなく、ITU-R 研究を通じて決定されるはずの適切に指定された無線業務の中で運用する宇宙気象センサーを保護するために必要な規制条項を検討すること。
以下を ITU-R に要請し、
1　WRC-19 に間に合うように、宇宙気象センサーの技術的及び運用上の特性を文書化すること。